

長井市宅地分譲売買代理者の参加登録について（募集要項）

長井市では、市が開発した宅地分譲地において、「売買代理者」として参加される方を下記により募集します。参加登録をご希望される場合は、期日までに必要書類の提出をお願いします。

記

1 受付期間

令和8年8月3日（月）～8月28日（金） 午前9時～午後5時まで
（注：土・日曜日、祝日を除きます）

2 登録資格

宅地建物取引免許（免許権者は問わない）を有する者

3 分譲地概要 ※詳細は別紙を参照

- （1）花咲きタウン みずはの郷 narita
○所在地 長井市成田地内
○販売区画数 19区画

4 業務内容

- （1）購入希望者との売買契約等に係る手続き（代理）〔宅建業法第34条の3関係〕
○購入希望者の募集、営業活動
○重要事項説明書及び土地売買契約書の作成
○買受人に対する重要事項の書面交付による説明等〔宅建業法第35条関係〕
○買受人との土地売買契約の締結等〔宅建業法第37条関係〕
- （2）土地売買代理手数料
○土地売買代金の6%（100円未満切捨て、消費税含む）

5 提出資料

番号	提出書類	備考
①	登録申請書（別記様式）	・市ホームページ又は市建設課窓口にて取得してください ・各項目とも注意事項等を熟読のうえ記入してください
②	宅地建物取引業免許の写し	・免許権者は問わない
③	宅地建物取引士証の写し	・専任の宅地建物取引士（1名）

6 登録の有効期限

宅地分譲地（計19区画）が完売するまで

7 書類提出先及びお問い合わせ ※郵送可（受付期間内必着）

長井市建設課 都市・住まい政策室（担当：鈴木・遠藤）
住所：〒993-8601 長井市栄町1番1号 長井市役所3階
電話：0238-82-8018〔直通〕（注：土・日曜日、祝日は休業日です）